

## 緊急声明

# 「無実の人を処罰しない」鉄則を捨てた再審請求棄却の暴挙を許さない。

## 無実の原口アヤ子さんに、無罪判決を！

本日鹿児島地方裁判所は、大崎事件第4次再審請求に対し、これを棄却し、原口アヤ子さんの四十余年にわたる無実の訴えを、門前で足蹴にする言語道断な決定を行った。

原口さんは、事件当初から一貫して無実を訴えつづけ、有罪判決を受けても、仮釈放を引き換えにした反省文（自白強要）を拒否。10年もの懲役刑を刑期満了で出獄した。

以来、4回にもわたる再審請求の中で、第1次請求審、第3次請求審、同即時抗告審と3回もの再審開始決定を勝ち取っている。明らかに無罪を示す、新しい証拠を要求される再審請求で、事実上の無罪判決に近い裁判を3回も勝ち取った事例は他に存在しない。にもかかわらず、そのつど検察の異議申立て（即時抗告・特別抗告）とそれを容認した各上級裁判所によって取り消されてきた。

ことに第3次請求特別抗告審で、最高裁第一小法廷（小池裕裁判長）が、事実調べも差戻しもしないまま地裁・高裁の開始決定を自判して取り消し、再審の扉を白鳥・財田川決定以前に引き戻した呪詛に、鹿児島地裁ががんじがらめに束縛され、無実の人を処罰しないという、刑事裁判の鉄則を捨て去ったのではないかとさえ危惧せざるをえない。

私たちは、第3次特別抗告審における小池コートの暴挙に対し、この不正義を多くの国民の良心に訴え、1年もたたずに第4次請求審に打って出た弁護団のたたかいに連帯し、正義の実現をどこまでも追求し無実の原口アヤ子さんの無罪判決を勝ち取っていく。

そしてまた、私たちの掲げる再審法の改正、なかんずく、証拠開示の制度化、検察官の異議申立ての禁止こそ絶対に必要な制度改革であることをさらに確信し、訴えていく所存である。

2022年6月22日

再審法改正をめざす市民の会